



市報ぎのわん 英語版

宜野湾市野嵩1-1-1 | 098-893-4119

お知らせ

宜野湾市役所の通訳者は、9月9日(金)～9月30日(金)まで休暇のため不在となります。

上記の期間内の窓口通訳サービスは休止となりますのでご了承ください。また、市報英語版9月号は休刊となります。

記事一覧

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について - 2

その他の問い合わせ - 2

登録はこちら



認可外保育園・幼稚園の預かり保育等の無償化認定(施設等利用給付認定)について

認可外保育園、幼稚園の預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター、ベビーシッターを利用している児童の保護者が、無償化の認定(施設等利用給付認定)を受けている場合、施設にお支払いした利用料を保護者へ給付致しております(上限額あり)。認定はすべての必要書類を提出した日からとなりますので、まだの方はお早めにお申し込みください。すでに認定を受けている方も認定証の有効期限が切れる場合には更新が必要です。※ただし、幼稚園在籍の方、認定こども園を教育利用(1号認定)の方が他施設を併用した場合、原則、他施設利用分は無償化対象外となります。

【無償化認定の要件】

1. 令和4年4月1日時点で3歳以上の方(新2号)
 - 父母に保育を必要とする事由(月64時間以上の就労、妊娠 出産、疾病障がい等)があること。
2. 令和4年4月1日時点で2歳以下の方(新3号)
 - 上記に加え、父母(父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合は当該保護者も含む)の住民税が非課税世帯であることが必要となります。

※令和4年8月までは令和3年度住民税、9月からは令和4年度住民税で判定しますので、これまで認定を受けられなかった方が受けられるようになったり、これまで認定を受けていた方の認定が取り消される場合があります。

～ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業について～

認可保育施設に空きがない等の理由により、お子さまを認可外保育施設に入所させているひとり親家庭に対する補助です。

■補助対象(下記のすべてに該当する方)

- ① 宜野湾市に住所を有する方
- ② 児童扶養手当又は母子父子医療費助成を受給している方
- ③ 本市の認可保育施設へ入所申込をしているが、待機となっている子どもの保護者(※1)
- ④ 在園している認可外保育施設が事業の届出を県へ提出していること

■補助金額

○保育料 認可外保育施設の保育料と、認可保育施設入所時の保育料との差額(上限33,000円)を補助します。(※2)

例：

施設の保育料	-	認可保育施設入所時の保育料相当額※2	=	37,500円	→	上限の33,000円を補助
45,000円		7,500円				

○給食費 認可外保育施設の給食費月額と、給食費補助上限額(5,000円)いずれか低い額を補助します。(※3)

注意事項

※1 認可保育施設へ入所を希望するものの定員超過により入れない方を対象とする補助ですので、認可保育施設への入所案内を辞退した場合には、入所案内を受けた日の月末をもって補助が終了となります。

※2 認可保育施設入所時の保育料相当額は世帯によって異なります。

※3 無償化認定(施設等利用給付認定)を受けている世帯は給食費のみが補助対象となります。

市の人口

7月末現在

人口
100,258 (+62)

外国人
1,602 (+28)

国籍数
50 (±0)

世帯数
46,690 (+40)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

令和4年8月より申請が必要な方の受付を開始しています。申請が必要でない方については、7月下旬に個別に通知書をお送りしています。

■申請が必要な方

対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(※障がい児については20歳未満))の養育者であって以下のいずれかに該当する方。

- ①令和4年度分の住民税均等割が非課税の方※未申告の方は申告が必要です。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情があると認められる方(家計急変者)

■支給日 申請を受け付けた月の翌月末頃(8月受付分は9月末支給予定)

■給付額 児童1人あたり一律5万円

※ひとり親世帯分ですすでに対象児童分を受給済みの方は今回の給付金は対象外です

■申請期限 令和5年2月28日(火)まで 郵送の場合は必着

※申請期限をすぎますと、支給要件を満たしていても支給することは出来ません。

■申請方法 申請に必要な書類や申請方法については児童家庭課にご連絡ください。 ☎893-4422

その他のお知らせ

 次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。詳しくは、市民課 年金係までお問い合わせください。

※「出産」とは、妊娠85日(4カ月)以上の分娩のことで、早産、死産、流産および人工妊娠中絶を含みます。

 平成28年4月2日生～平成29年4月1日生の子どもはMRⅡ期
11歳～13歳誕生日の前日までの子どもはDT(二種混合)ワクチンの対象です
詳しくは、健康増進課 予防係までお問い合わせください。 ☎898-5596